

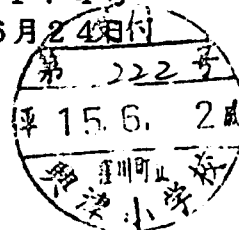
教育長	次長	課長	係



11教職第174号
平成11年6月24日付

各市町村(学校組合)教育長 様
各 県 立 学 校 長 様

高 知 県 教 育 長



期末手当及び勤勉手当の支給について (通知)

うえのことについて、期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年人事委員会規則第31号)及び人事委員長通知「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部が改正され、平成11年6月支給分から適用されることとなりました。改正後の取扱いの概要は下記のとおりです。

つきましては、貴管内の学校へも周知をお願いします。

記

1 基準日及び支給日

基 準 日	支 給 日
6 月 1 日	6 月 30 日
12 月 1 日	12 月 10 日

(支給日 59.4.1 改正、基準日・支給日 15.4.1 改正)

- (注) (1) 基準日前1か月以内に退職又は死亡した職員についても、基準日に在職する職員に準じて支給する。
- (2) 支給日が日曜日に当たるときは、その前々日の金曜日を支給日とする。
- (3) 支給日が土曜日に当たるときは、その前日の金曜日を支給日とする。

(元. 2. 1改正)

2 期末手当額の算定

期末手当＝①期末手当基礎額×②在職期間割合(期間率)×③支給割合

①期末手当基礎額＝給料の月額＋扶養手当

＋給料の月額×役職段階別加算割合

(注) 「給料の月額」は、教職調整額、給料の調整額を含む。

②在職期間割合(期間率)

在職期間	割合
6 か月	$\frac{100}{100}$
5 か月以上 6 か月未満	$\frac{80}{100}$
3 か月以上 5 か月未満	$\frac{60}{100}$
3 か月未満	$\frac{30}{100}$

③支給割合

区 分		6 月支給分	12 月支給分
支給 割合	再任用職員以 外の職員	$\frac{155}{100}$	$\frac{170}{100}$
	再任用職員	$\frac{85}{100}$	$\frac{90}{100}$

(注) 上記は平成 15 年度の割合であり、公立学校職員の給与に関する条例（第 22 条第 2 項及び第 3 項）が改正された場合には、改正後の割合に読み替える。

3 勤勉手当額の算定

$$\text{勤勉手当} = \text{①勤勉手当基礎額} \times \text{②期間率} \times \text{③成績率}$$

①勤勉手当基礎額＝給料の月額

＋給料の月額×役職段階別加算割合

(注) 「給料の月額」は、教職調整額、給料の調整額を含む。

②期間率

勤 務 期 間	割 合
6 か月	100 / 100
5 か月15日以上 6 か月 未満	95 / 100
5 か月 以上 5 か月15日未満	90 / 100
4 か月15日以上 5 か月 未満	80 / 100
4 か月 以上 4 か月15日未満	70 / 100
3 か月15日以上 4 か月 未満	60 / 100
3 か月 以上 3 か月15日未満	50 / 100
2 か月15日以上 3 か月 未満	40 / 100
2 か月 以上 2 か月15日未満	30 / 100
1 か月15日以上 2 か月 未満	20 / 100
1 か月 以上 1 か月15日未満	15 / 100
15日以上 1 か月 未満	10 / 100
15日未満	5 / 100
零	零

③成績率

区 分		成 績 率
再任用職員以外の職員	勤務成績が 特に優秀な職員	$\frac{95}{100}$ 以上
	勤務成績が 優秀な職員	$\frac{80}{100}$ 以上 $\frac{95}{100}$ 未満
	勤務成績が 良好な職員	$\frac{70}{100}$
	上記以外の職員	$\frac{70}{100}$ 未満
再任用職員	勤務成績が 優秀な職員	$\frac{35}{100}$ 超
	勤務成績が 良好な職員	$\frac{35}{100}$
	上記以外の職員	$\frac{35}{100}$ 未満

(参考) 休職者等及び休職期間等の取扱い

	基準日において休職者等である場合の取扱い(支給の有無)	基準日において休職者等でない場合、及び左の期末手当の欄の2に該当する場合の休職期間等の取扱い(期終への戻り)
期 末 手 当	1. 基準日において、次に該当する者は不支給 ・ 無給休職者 ・ 刑事休職者 ・ 停職者 ・ 専従休職者 ・ (外国籍等による)無給派遣職員 ・ 育児休業職員(勤務した期間がある場合を除く)(12. 1. 1~) ・ 看護欠勤職員(勤務した期間がある場合を除く)(12. 4. 1~) ・ 大学院修学休業職員(13. 4. 1~) 2. 基準日において、次に該当する者は支給 この場合、手当額は本通知の2により算定した額に、原則として各々次の割合を乗じた額となる。 (第27条) ・ 有給病気休職者(公務傷病等によるもの) : 100/100 ・ 有給病気休職者(上記以外) : 80/100 ・ 研究休職者 : 70/100 ・ (災害による)所在不明休職者(健康障害によるもの) : 100/100 ・ (災害による)所在不明休職者(上記以外) : 70/100 なお、有給派遣職員は、全額支給される。	在職期間から次の期間が除算される。 <全期間が除算されるもの> ・ 停職期間 ・ 専従休職期間 <1/2の期間が除算されるもの> ・ 病気休職期間(公務傷病等によるものを除く。) ・ 刑事休職期間 ・ 研究休職期間 ・ (理由)所在不明休職期間 ・ 育児休業期間 ・ 看護欠勤期間 ・ 大学院修学休業期間
勤 勉 手 当	1. 基準日において、次に該当する者は不支給 ・ 病気休職者(公務傷病等によるものを除く。) ・ 刑事休職者 ・ 研究休職者 ・ (災害による)所在不明休職者 ・ 停職者 ・ 専従休職者 ・ (外国籍等による)派遣職員 ・ 育児休業職員(勤務した期間がある場合を除く)(12. 1. 1~) ・ 看護欠勤職員(勤務した期間がある場合を除く)(12. 4. 1~) ・ 大学院修学休業職員(13. 4. 1~)	勤務期間から次の期間が除算される。 <全期間が除算されるもの> ・ 病気休職期間(公務傷病等によるものを除く。) ・ 刑事休職期間 ・ 研究休職期間 ・ (理由)所在不明休職期間 ・ 停職期間 ・ 専従休職期間 ・ 育児休業期間 ・ 看護欠勤期間 ・ 給与を減額された期間(時間外労働を除く。) ・ 週休日等を除いた介護休暇が30日を超える場合の勤務しなかった全期間 ・ 部分休業が90日を超える場合の勤務しなかった期間 ・ 病気休暇が30日を超える場合の勤務しなかった全期間(14. 12. 2~) ・ 大学院修学休業期間